

気 水 第 204 号
平成26年 3 月31日

(横浜市及び川崎市を除く)
各市町村環境保全主管課長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の施行について (通知)

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお
礼申し上げます。

さて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(平成25年神奈川県規則第54号)を、平成26年3月28日に公布し、平成26年4月1
日から施行することとしました。

これらの改正の内容及び改正の趣旨については、別紙のとおりですので、条例
の円滑な施行及び運用を図られますよう通知します。

問い合わせ先
調整グループ 大道
電 話 (045)210-4107
ファクシミリ (045)210-8846
Eメール omichi.npf@pref.kanagawa.jp

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

(1) 日本標準産業分類改定に伴う引用告示の改正

日本標準産業分類の第13回改定（平成26年4月1日付け）に伴い、現在の告示（平成21年総務省告示第175号）が平成26年3月31日付で廃止され、新たな告示（平成25年総務省告示第405号）が4月1日から適用されることを受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）条文中の引用箇所について所要の改正を行う。

(2) 規則における引用状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第30条「水質保全水域への排水の排出の禁止」の規定において、排水を生ずる事業者のうち規則に定める業を営むものを規制対象としている。

これを受け、規則第36条において、統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号。以下「日本標準産業分類」という。）に定める分類のうちから規制対象とする分類の業を抜粋し規定している。

なお、規則第41条第3項（屋外における焼却の制限）、第68条第2項（地下水採取の許可の基準等）及び別表第10（公共用水域に排出される排水の規制基準(2)）及び同表備考等に「日本標準産業分類」として引用されているが、当該箇所については、告示の引用はないため改正を要しない。

2 改正の内容

規則第36条の一部改正

- ・ 規則第36条第1項第1号中の引用告示名を、別紙 新旧対照表のとおり、現在の告示（平成21年総務省告示第175号）から新たな告示（平成25年総務省告示第405号）の件名及び告示番号に改正する。
- ・ 規則第36条第1項第1号オ（オ）d中にある現在の「日本標準産業分類」を、別紙 新旧対照表のとおり、現在の告示（平成21年総務省告示第175号）の件名及び告示番号とする。

3 施行日

平成26年4月1日から施行する。